

令和元年

第9回9月臨時教育委員会議事録

令和元年9月13日

大野城市教育委員会

次 第

- 1 招集日時
○招集日 令和元年9月13日
○開会時間 午後2時00分
○閉会時間 午後2時15分

- 2 招集の場所 大野城市役所 本館4階 委員会室2

- 3 会議次第
(1) 議事録署名委員
今回議事録の署名委員 高木 和敏 委員

(2) 議事(可決)
第39号 大野城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について

- 4 出席した委員等 吉富 修(教育長) 安部 一枝 高木 和敏 梶原 千春
松本 民仁 高野 英機

- 5 欠席した委員 なし

- 6 出席した職員 教 育 部 長 平田 哲也
教 育 政 策 課 長 橋元 啓樹
教 育 政 策 課 係 長 葉山 賀瑞江
教 育 政 策 課 担 当 藤岡 良栄

- 7 会議の書記 教育政策課教育政策・支援担当 藤岡 良栄

午後 2 時00分 開会

○吉富教育長

それでは、ただいまより令和元年 9 月臨時教育委員会を開会いたします。お集まりいただきましてありがとうございます。

臨時とは申せ、教育委員会でございますので、少し動いている学校の状況についてひとつお知らせすることがございます。大野南小学校はやがて修学旅行に行くという日程において準備を進めていました。しかし聞き及びかもしれませんが、インフルエンザの流行の兆しが少しきているような感じでございます。まだはっきりと人数は確定しておりませんが、もしこれがインフルエンザであったということ、そして修学旅行の訪問地において発症し、お迎えにきていただく保護者への負担、そして子どもの健康管理のリスクを考えますと、万が一ということも考えまして、延期という方向で今検討をし始めているところでございます。大野南小学校に限定されたことではありませんので、他校に対しても留意を促すようにしたいと思っております。

[会議録承認]

○吉富教育長

通常、定例教育委員会ではここで議事録の承認に入りますが、現在、第 8 回定例会の議事録は最終確認中でございます。したがって、もともと予定しておりましたとおり、9 月定例教育委員会にて高野委員にご署名をお願いしとうございます。

○高野委員

はい。

○吉富教育長

また、今回の議事録の署名については、同じく 9 月 30 日開催予定の 9 月定例教育委員会にて、高木委員さんをお願いしたいと思います。

○高木委員

はい。

○吉富教育長

よろしくお願ひいたします。

〔議 事〕

○吉富教育長

早速、議事に入らせていただきます。

〔第39号議案 大野城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について〕

○吉富教育長

第39号議案、大野城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について説明をお願いいたします。

教育政策課橋元課長、お願いいたします。

○橋元教育政策課長

はい。まず今回臨時の教育委員会を開催させていただいた経緯についてご説明をさせていただきます。お手元の資料に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」というA4の紙を配布しておりますのでご覧ください。こちらの第25条第2項第2号に、「教育委員会規則その他教育委員会の定める規定の制定又は改廃に関する事」という文言がございます。第25条の最初に、教育長に対しての委任ができるという項目が載っていますが、その規程に関わらず、第25条第2項に掲げる事務につきましては教育長に委任することができないということが記載されております。つまり、「教育委員会規則その他教育委員会の定める規定の制定又は改廃に関する事」は教育長に委任することができないとなっていることから、今回臨時の教育委員会を開催させていただきました。

続きまして、内容についてご説明をさせていただきます。教育委員会資料の1ページをご覧ください。第39号議案、大野城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定についてです。理由としましては、契約事務の効率化及び迅速化を図るため、消費税及び地方消費税の改定に伴う支出負担行為の変更に係る決裁区分の特例を定めるものということになります。こちらにつきましては、補足の説明資料をご用意

意しております。「大野城市事務決裁規程の一部改正について（方針）」をご覧ください。今回10月に予定されております消費税増税に伴う事務決裁規程の改正について方針を記載したものです。10月に消費税が8%から10%に上がることに伴い、今現在8%の税率で契約を結んでいる様々な契約を、10%にして契約を結び直す必要がございます。その件数がどれくらいあるのかというのが、中ほどの載せております表1で、全体で221件ございます。そのうち、左から市長が61件、副市長が36件、教育長が5件ということで、部長以上の契約の案件が102件ございます。つまり全体の半数以上が部長以上の決裁をもらわないといけないということになっています。そうすると、1ヶ月の間にこれだけの決裁を取っていくということになりますので、非常に事務が煩雑になります。そこで契約担当であります財政課が起案をしまして、教育長以上の決裁が必要な契約につきましても、今回の消費税率8%から10%にかかる案件の部分については、部長の専決までで留め置くという方針を立てまして、それに伴う規程の改正が必要になったということがございます。9月6日に全体方針の市長決裁が決まりまして、契約を結び直すには、最低でも10日以上猶予がほしいということになり、9月17日までに規程の改正を行うという運びになっております。そこで、もともと予定しておりました9月30日開催の定例教育委員会では間に合わないということで、今回の臨時教育委員会を開催した次第です。

教育委員会資料2ページをご覧ください。表中の共通専決事項というところです。改正前については「決裁を受けなければならない。」という記載になっておりますが、改正後には、今回の消費税増税の事務に対応できるように「決裁を受けなければならない。」に続けて、「ただし、支出負担行為の変更の理由が消費税及び地方消費税の税率改定による場合であって、部長以上の決裁を要するものは、部長専決とする。」と記載しています。これが、部長以上の決裁が必要な部分も、税率改定による場合に限り、すべて部長の専決で可能にするための改正でございます。

ちなみに、こういったものが通常部長以上の決裁が必要になるかというのを後ろの資料につけております。「大野城市教育委員会事務決裁規程」の5ページ6ページをご覧ください。こちらが今ご説明した共通専決事項の具体的な表です。主に関係してくるのが、6ページの「13節 委託料」のところですが、委託料の中で「通常の委託業務」は500万円以下であれば部長までの決裁でよく、それ以上の金額になれば規程に則って教育長、副市長、市長の決裁をいただかなくてはなりません。例えば教育政策課の契約の中で例を挙げますと、「小学校の給食業務」は500万円では収まりきれま

せんので、通常は契約の変更には部長以上の決裁が必要ですが、今回の規程改正で税率改定による契約変更については部長までの決裁でよいということになります。もうひとつ、「工事委託業務」であれば「校舎の大規模改造」がございます。これは1,000万円を超える契約ですが、この税率改定による契約変更事務は部長の専決で可能になるということです。こうした改正を行うために、最初に申し上げたように、今回臨時教育委員会を開き、議案を諮らせていただいたものです。説明は以上です。

○吉富教育長

橋元課長からの説明が終わりました。何かご質問、ご確認がありましたらどうぞお願い致します。

○高野委員

はい。

○吉富教育長

高野委員、お願い致します。

○高野委員

この金額、部長専決事項の金額というのは、今の8%の税込金額ということですか。今回10%になった場合に、その2%の増税分でこの金額を超えた分については部長専決にするという意味ですか。本来8%だったら500万円の金額に収まっているのに、10%に変更になったことでこれを超えるから、条文上は教育長の決裁が必要なのに部長で良しとするということでしょうか。

○平田教育部長

それも部長でいいんですが、それ以上の1,000万円や1億円などの契約についても、消費税が増えると契約金額が上がるんですが、その変更については市長等まで決裁はあげずに、消費税の契約変更については部長専決で良しとするということです。

○高野委員

もともとある契約の変更に関するということですか。

○平田教育部長

はい、そうです。

○高野委員

分かりました。

○吉富教育長

今回の議案の一番大切な、骨子の部分ですがよろしいでしょうか。今お尋ねいただいてよりはっきりいたしました。ありがとうございました。

それでは、採決に入ってよろしゅうございますか。

[「はい」の声あり]

○吉富教育長

採決に入ります。第39号議案について承認することに異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしですので、第39号議案は承認すべきものと決めます。

○吉富教育長

本日は臨時の教育委員会のため、ただいま承認いただいた議案のみです。

以上をもちまして9月臨時教育委員会を閉会します。ありがとうございました。

午後2時15分 閉会